

1 議 事 日 程（第 1 日）

（平成 2 5 年第 4 回有田川町議会定例会）

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 22 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 86 号 平成 2 5 年度有田川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 87 号 平成 2 5 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 88 号 平成 2 5 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 89 号 平成 2 5 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 90 号 平成 2 5 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 91 号 平成 2 5 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 92 号 平成 2 5 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 93 号 有田川町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 94 号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 95 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 96 号 有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 97 号 有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 98 号 有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 99 号 有田川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定につ

いて

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第20 | 議案第100号 | 有田川町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第101号 | 有田川町道路線の廃止について |
| 日程第22 | 議案第102号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第23 | 議案第103号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第24 | 議案第104号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第25 | 議案第105号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第26 | 議案第106号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第27 | 議案第107号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第28 | 議案第108号 | 有田川町道路線の変更について |
| 日程第29 | 議案第109号 | 訴訟上の和解について |
| 日程第30 | 議案第110号 | 財産の取得について |
| 日程第31 | 議案第111号 | 有田川町公平委員会委員の選任の同意について |
| 日程第32 | 議案第112号 | 有田川町公平委員会委員の選任の同意について |
| 日程第33 | 議案第113号 | 有田川町公平委員会委員の選任の同意について |
| 日程第34 | 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第35 | 諮問第6号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第36 | 議案第65号 | 平成24年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第37 | 議案第66号 | 平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第38 | 議案第67号 | 平成24年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第39 | 議案第68号 | 平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第40 | 議案第69号 | 平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第41 | 議案第70号 | 平成24年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第42 | 議案第71号 | 平成24年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第43 | 議案第72号 | 平成24年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第44 | 議案第73号 | 平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第45 | 議案第74号 | 平成24年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入 |

歳出決算の認定について

- 日程第46 議案第75号 平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第47 議案第76号 平成24年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第48 議案第77号 平成24年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第49 議案第78号 平成24年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第50 議案第79号 平成24年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第51 議案第80号 平成24年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	増谷憲	2番	堀江眞智子
3番	橋爪弘典	4番	東武史
5番	岡省吾	6番	前勢利夫
7番	湊正剛	8番	佐々木裕哲
9番	森本明	10番	殿井堯
13番	新家弘	14番	西弘義
15番	中山進	16番	竹本和泰
17番	亀井次男	18番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	東武史	16番	竹本和泰
----	-----	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	消防長	前田英幸
総務政策部長	武内宜夫	住民税務部長	清水美宏
建設環境部長	前守	福祉保健部長	中島詳裕
産業振興部長	林孝茂	総務課長	田代定昭
企画財政課長	一ツ田友也	教育委員長	早田智代
教育長	楠木茂	教育部長	三角治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	中西満雄	書記	林美穂
------	------	----	-----

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、第4回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成25年第4回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（湊 正剛）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番、東武史君、16番、竹本和泰君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、11月18日に開催された委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、森本明君。

○議会運営委員長（森本 明）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告申し上げます。

去る11月18日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から12月11日までの17日間と決定させていただきました。一般質問は12月5日、6日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第5から日程第35までの報告1件、議案28件、諮問2件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第22号、議案第109号及び第110号、

並びに議案第65号から第80号までの決算認定16件の採決につきましては、本日もお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（湊 正剛）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月11日までの17日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月11日までの17日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告1件、議案28件、諮問2件であります。

また、本日の説明員は町長ほか13人です。

次に、本定例会までに受理いたしました請願、陳情、要望について、要支援者に対する介護予防給付継続と介護施設への入所は重度者に限定しないこと等を求める意見書提出を求める請願は住民福祉常任委員会に、少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める意見書を国に提出することを求める陳情は総務文教常任委員会に、また、過労死防止基本法の制定を求める意見書採択を求める要請は住民福祉常任委員会に、お手元に配付の文書表のとおり、それぞれ付託することに決定しましたので御了承願います。

次に、監査委員より、平成25年8月、9月、10月分の例月現金出納検査の結果を受けていますので、それぞれお手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

総務文教常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る10月7日、8日の2日間にわたり実施されておりますので、委員長からの報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長、殿井堯君。

○総務文教常任委員長（殿井 堯）

議長の報告許可がございましたので、せんだって総務文教常任委員会で視察に行きました御報告をいたします。

平成25年10月7日から8日にかけて、総務文教常任委員会の視察研修を実施しました。今回の研修は、主に防災対策、放課後児童健全育成について、合併後の財政状況と今後の財政計画を調査するために、香川県三木町、岡山県瀬戸内市を訪れました。

1日目の香川県三木町は、香川県の東部に位置しており、人口約2万8,000人、面積は約76平方キロです。この町は高松市のベッドタウンということもあって、産業として農業は1割弱で、ほとんどが第3次産業の小売業者やサービス業になっています。視察内容は、防災対策と放課後児童健全育成事業についてであります。

まず、初日、三木町の自主防災組織の結成状況であります。組織数は282組織で、結成率は67.4%です。この組織は、字単位ではなく自治体単位で組織されていますが、今後の問題としては、高齢者世帯の多い集落や新しい団地の地域への普及が今後の課題ということになります。

組織の支援及び強化については、年1回のリーダー研修会、年3回のリーダー育成セミナー、年1回の町総合防災訓練を実施されております。この町総合防災訓練は、自主防災組織、消防署、陸上自衛隊、警察署、消防団、交通指導員、香川県が参加し、全町的に実施しているということになります。防災士の育成については、本年度より防災士育成事業補助金を制定して、資格取得の支援で全額補助し、資格取得後は町の防災関連事業に参加するとともに、自主防災組織の訓練指導を条件づけています。

三木町の特徴的な防災対策としては、ソーラーバッテリー付防災倉庫を主要避難所18カ所に設置しております。1倉庫にかかる費用は、倉庫170万円、資機材100万円、合計270万円ということで、また、特設公衆電話を町内29カ所全ての避難所に47台設置しているということになります。

次に、三木町における放課後児童健全育成事業についてですが、児童クラブ設置の目的は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している、おおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るということで、平成10年6月から開始され、現在8つの児童クラブがあり、平成25年度では年間利用者と夏休みなどの長期利用者を合わせると、合計438人が利用しております。

三木町には4つの小学校がありますが、うち2つの小学校で放課後の空き教室を利用しているということになります。実施時間は、学校授業日は放課後から午後6時までと、学校休業日は午前8時30分から午後6時までになっております。児童クラブは、1クラブ35名定員とし、2名から3名の指導員を配置しています。現在も入会者が増加しているために、25年度も2教室建設して対応する予定ですが、今後の課題としては、指導員のスキルアップや小学校との密な連携ということになります。

2日目にお伺いした瀬戸内市は、岡山県の瀬戸内海に面した市であり、人口3万9,

000人、面積は約125平方キロ、岡山市の東隣にあるため、ここもベッドタウン的な市になっています。第1次産業は町全体の約10%で、主な産業はオリーブや果樹などの農業と漁業であり、第3次産業が町全体の約60%を占めております。合併前の旧長船町は、古くから刀鍛冶が多く、備前長船の名刀と呼ばれ全国的に有名で、また旧牛窓町は、日本のエーゲ海と呼ばれるほど海に面した景色がきれいなところがあります。

瀬戸内市での視察内容は、同市は2004年11月に、邑久町、牛窓町、長船町の3町が合併してできた市で、来年で合併後10年が経過しますので、現在の財政状況と今後の財政計画についてお聞きしました。

まず財政状況であります。平成23年度の普通会計歳出決算額は150億6,500万円、歳出の主なものは、人件費で30億7,400万円、全体の20.4%ですが、合併に伴う特別職や議員数の減少、計画的な職員数の削減や手当の見直しなどにより年々減少しているということでもあります。扶助費は21億5,100万円、全体の14.3%ですが、子ども手当・児童手当の増額などに加え、生活保護費や医療費などの社会保障費の伸びにより年々増加しているということでもあります。公債費は全体の12.7%で、22年度から減少に転じているということです。公営事業会計への繰出金については、介護保険事業や高齢者医療事業は高齢化の進行に伴い年々増加し、下水道事業は積極的な整備にかかる負担が大きくなっており、また平成23年度からは企業団地造成事業が実施され、繰出金が増加しております。

平成27年度から段階的に普通交付税が減少していくため、同市では今後の財政健全化に向けて財政運営適正化計画を立てて取り組んでおられ、具体的な方策として、投資的事業の見直し、公営企業会計への繰出金の抑制、公債費等の抑制、人件費の抑制、事務事業及び内部管理経費の見直しなどを実施していくということでもあります。これらの施策を効果的に実施していくために、平成24年7月から外部委員13人による瀬戸内市まちづくり会議を設置し、財政健全化や地域活性化について検討し、市長に対して提言するとともに市民に公表しているということでもあります。

今回の視察でお聞きしたことを参考に、今後、当町の防災対策と児童健全育成、並びに今後の健全な財政計画に取り組んでいきたいと思っております。

以上、総務文教常任委員会の視察報告とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

続いて、産業建設常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る9月30日、10月1日の2日間にわたり実施されておりますので、委員長からの報告をお願いいたします。

産業建設常任委員会委員長、佐々木裕哲君。

○産業建設常任委員長（佐々木裕哲）

ただいま議長の許可を得ましたので、産業建設常任委員会の視察研修報告をさせて

いただきます。

去る9月30日から10月1日にかけて、産業建設常任委員会は北海道夕張市と栗山町の視察研修を行いました。参加者は、私たち常任委員6名と議長、そして産業振興部長、議会事務局より1名、計9名です。

夕張市の視察目的は、補助金に頼らないボランティア活動で地域活性化を目指した取り組みを調査するためであります。

夕張市は、かつて炭鉱の町として繁栄を極めたが、国のエネルギー政策、石炭から石油への転換により、平成2年、炭鉱は全て消え、当時の市長は町おこしのため観光施設の投資へと転換しました。しかし、景気の低迷、経営能力不足で財政が逼迫し、平成19年、650億円の負債を抱え財政破綻しました。また、最盛期12万人の人口は1万人を割り、超高齢・超過疎の町へ激変しました。破綻により全ての観光事業が頓挫し、貴重な施設や資源が切り捨てられました。

しかし、市民の中から、補助金がなくても何とかしようというボランティアで夕張観光ボランティアガイド友の会を立ち上げ、以前の観光協会と力を結集、NPO法人ゆうばり観光協会として市の財政に頼らない地域活性化運動を行っており、その具体的な取り組みについて生の声を聞かせていただきました。地域活動の方々が懸命に、何とかして後世にバトンタッチするのだとの情熱を感じることができ、私たちは感銘と同時にこれがボランティアだと再認識させられました。

2日目は、栗山町を訪問しました。栗山町の視察目的は、主に将来の地域農業を担う人材の育成について調査するためであります。

栗山町は、平成18年、全国で初めて議会基本条例を制定した町として有名です。人口1万3,000人の農業が主産業の町です。今回、グリーンツーリズムの取り組みと農業振興について研修を行いました。

グリーンツーリズムとは、緑豊かな農村・漁村で自然文化、人々と交友を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことです。栗山町は農業生産だけでなく、農と一体となった地域活動に力を入れております。具体的には、都市と農村との交流の一環として、中学生の宿泊研修や関西方面からの高校生の修学旅行を受け入れています。場所として個人農家を提供し、体験学習を通して農業の魅力を伝えていきます。将来の地域農業を担う人材の育成として、新規就農者の受け入れ推進、地域農業担い手育成、すぐれた農業のトップリーダーを育成するための「くりやま農業未来塾」の活動に取り組んでいます。また、若手農業者の妻を対象にした「くりやま農業女性塾」も積極的に取り組んでいます。この背景には、農産物の自由化など農業情勢の大きな変化に対し強い農業、強い農家を目指す必要があるからです。

今回の研修で、我が町でも共通、参考にすべきことが多々あり、町執行部と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上、報告を終わらせていただきます。



○議長（湊 正剛）

続いて、住民福祉常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る9月26日、27日の2日間にわたり実施されておりますので、委員長からの報告をお願いいたします。

住民福祉常任委員会委員長、増谷憲君。

○住民福祉常任委員長（増谷 憲）

ただいま議長からお許しを得ましたので、住民福祉常任委員会を代表して視察研修報告をさせていただきます。

去る9月26日から27日の2日間にわたり、住民福祉常任委員会の所管事務調査のため視察研修を行いました。今回の視察は、地域での医療・介護のあり方について先進的な取り組みをしている広島県の神石高原町と尾道市であります。

まず神石高原町ですが、平成16年に3町1村が合併し9年目に当たります。人口は1万4000人、そのうち100歳以上の方が24人おられ、県内で一番多い人数であります。高齢化比率は43.5％であります。世帯数は4,171世帯、面積は約380平方キロメートルで、当町より少し大きな町であります。年間の予算は、92億5,000万円であります。

まず、平成16年ごろから目立ってきた認知症の症状を重く受けとめます。認知症の認定を受けた方が町内で532人、予防が必要な方が496人と出ています。認知症対策として、地域包括支援センターを中心にキャラバンメイトという認知症サポーターを養成する講座の講師役の取り組み、脳いきいき教室などに重点的に取り組み、平成24年8月から、町立病院で認知症の早期発見と早期治療を目的としたもの忘れ外来の診察を行うようになります。これができたことによって、今までは遠方の精神科しかなかったため、行くことに抵抗があった患者さんに、近くに勧める場所ができたことによる、これまでの単なる相談から治療、見守りにつながり、早期に治療ができるようになっていきます。この早期発見の治療方法は、健診時において基本チェックリストに記入してもらい、それを回収し、認知症予防が必要かどうかの判断に役立てていくということでもあります。

また高齢者対策として、町内に2カ所の生活支援ハウスと自立支援型グループホーム4カ所があり、そのうち安田いこいの家は、廃校になった小学校の施設を利用するために平成17年に特区申請を行い、NPO法人高齢化社会を生きる会へ無償貸与して、同法人が運営をしております。特にこの安田いこいの家の取り組みは、有田川町にとって廃校施設の利用と認知症対策が求められている中で興味深く説明を受けました。設立に当たり、理事長の家族が認知症になったこと、地域の高齢化比率の高さと地理的条件、廃校校舎の活用のアンケートで介護施設の要望が強かったことから、私費を投じた運営になりました。そして地元の人たちとの連携を保つために、理事の8割が地元の人たちになってもらい、ホームの会報を全戸に配布しています。

施設は15人定員で、デイサービスは1日9人、宿泊は5人までとなっています。朝9時半から午後4時ごろまでで、週6日通う認知症の方もおられます。デイサービスの利用料は介護度により異なりますが、1日800円から900円の間となっています。また入所者の1カ月の家賃は3万5,700円となっています。

校舎を利用する上で問題になったのは耐震化です。昭和56年以前の校舎は耐震化しないと改造できないと言われていています。それで構造を変えることができず、内側の改造だけとなります。しかし、広い空間となり、暖房等が効かないので床を10センチ上げて床暖房にしたり、天井を下げたりして対応しています。また、お風呂は校舎の外側に別につくったり、トイレの改修、ドアを自動化に改修したようです。改修費は4,500万円かかり、補助金制度がなく個人的な借り入れで対応されたようです。2階は3,380万円の改造費をかけてショートステイに利用しています。これについては、国からの1,500万円の交付金、日本財団から280万円、あとは借り入れで対応しています。そのほかにもスプリンクラーが設置義務化され、約1,000万円かかっています。そのほかにも雨漏りの改修、合併浄化槽の設置、外壁にクラックの改修は行政がしてくれています。合計改造費に8,827万円かかったそうです。

続いて、2日目の27日、尾道市の保健・医療・福祉の連携した取り組みについて視察しました。この事業は、平成17年3月末に尾道市に編入合併する前の御調町が取り組んできた事業によります。旧御調町は人口約7,500人、2,500世帯、82.98平方キロメートルです。

視察は公立みつぎ総合病院内で行われ、副院長から説明を受け懇談し、病院内の各施設を見て回りました。公立みつぎ総合病院は、当初、国保直診病院として開設され、今は地域包括医療・ケアの実践と地域包括ケアシステムの構築及び住民のための病院づくりを理念として運営されています。病院は、病床数240床、診療科目22診療科、診療圏域人口は約7万人、職員数は670人であり、医療部門の病院と行政部門の保健福祉センター、特別養護老人ホームなどの複合施設となっています。

病院の重点項目の地域包括ケアシステムについてですが、高齢者などの生活上の安心、健康を保持するために、医療や介護だけでなく福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスを提供し、寝たきりにならない取り組みをしています。患者が病院で命が助かって、寝たきりになっていくようになるといいます。せっかく助けた方が、なぜ床ずれなどで再入院してくるのかと疑問を持つようになります。行った治療は何だったのかと問いかけ、在宅のあり方に目を向けるようになったといいます。当時は制度がなく、病院の側から出前という形で地域へ出ていったといいます。早期発見、早期治療として進めていますが、病院の収入にならないと言われ衝突もあったようです。しかし、進めていく中で予防の必要性を感じとっていきます。

そこで、医療体制を変える組織改革に踏み出します。まず、病院に保健師を配置し

ます。次に、介護施設の必要から老人保健施設をつくります。また、県から移管された特別養護老人ホームの運営、そしてリハビリセンターやデイサービスセンター、グループホームの運営も入れて総合的に保健・医療・福祉の連携へとつなげていきます。このように連携することで、必要な人に必要なとき、在宅ケアや施設ケアを提供できることとなります。そのほかに、医師、保健師、栄養士、理学療法士などを2年かけて町内の44カ所の集会所に出向き、テーマを決めて健康づくりの座談会をしています。また、平均在院日数の問題があり、退院しなければならない問題が起こり、医療と介護のトラブルが起こります。それで入院中にリハビリスタッフが在宅者を訪問し、入院中にどんなケアが必要かを相談し情報交換をしていきます。

このような取り組みを進めた結果、10年間で寝たきりの比率が3分の1に減少しています。また、旧御調町の老人医療費と県内の医療費を比較すると、県内の医療費よりも低くなっています。そして、このシステムを維持していくためにも行政が中心的な役割を果たし、医師や職員の気持ち、姿勢が大事だといいます。それだけに地域ケア会議を月に1回開き、各スタッフが顔を合わせて、その人に必要な専門家が集まり協議できる場をつくっています。また、保健師の役割が大きく、デスクワーク中心から現場へ出向くようにしています。

しかし、よいシステムを構築しても常に維持していかないと、少しでも手を抜くと、このシステムがすぐにもとの縦割りのシステムになってしまうという、維持することの大変さもあるようです。これらの取り組みで、年間50人前後の方が亡くなっているにもかかわらず人口が余り減らないのは、病院関係者が多く、移住してくる方もあって減らないのだと強調されていました。

最後に、2つの自治体での研修内容は、有田川町でも寝たきりや認知症の方がふえてくる中で、総合的に見れる体制が必要であり、元気な高齢者になるということは地域が元気になるということにもつながり、医療費も抑えられることになり、波及効果は高いものになると感じました。このように考えますと、当町の高齢者福祉施策の推進に少しでも取り組んでいただける内容があったこと、そして担当課と当委員会が連携して取り組んでいけることを申し上げまして、住民福祉常任委員会を代表しての報告を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

これで閉会中の所管事務調査報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第35までの議案等31件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第35までの議案等31件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成25年第4回有田川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜りまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただいま上程させていただきました議案について御説明を申し上げます。

報告第22号は、平成25年度有田川町一般会計補正予算第3号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。

これは、台風18号により町道に災害が発生したため、早急に災害復旧事業を実施する必要があり、予算措置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、補正後の予算総額は161億7,309万5,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金と地方債並びに繰越金を充てております。

次に議案第86号は、平成25年度有田川町一般会計補正予算第4号であります。

今回の補正につきまして、共通するものとして、電気料金の値上げに伴い、各科目において必要見込額の増額補正を行っております。各款別の主なものを申し上げます。

2款総務費の一般管理費では、退職手当特別負担金として440万5,000円を、財産管理費の修繕料として197万1,000円を、徴税費の税務総務費で、職員給与を467万3,000円減額、賦課徴収費で、過誤納還付金として250万円を、3款民生費の社会福祉総務費では、職員給与を195万円減額、障害者福祉費では、日中一時支援事業委託料として128万8,000円を、また障害者福祉サービス費として2,070万円を、厚生医療給付費として300万円を、前年度の精算に係る障害者医療国庫負担金及び県負担金の返納金として217万4,000円を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計への繰出金として810万1,000円を増額するとともに、後期高齢者医療特別会計への繰出金を308万1,000円減額、保育所費では、職員給与を354万9,000円減額、4款衛生費のじん芥処理費では、尾岩坂処分場攪拌機等の修繕に242万4,000円を、上水道施設費では、簡易水道事業特別会計への繰出金として421万8,000円を、6款農林水産業費の農業振興費では、アグリビジネス支援事業補助金として100万円を、排水事業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金として190万円を、8款土木費の道路新設改良費では、町道改良事業費として6,300万円を、公共下水道費では、公共下水道事業特別会計への繰出金として150万円を、住宅管理費では、住宅の修繕などに200万円を、9款消防費の消防施設費では、防火水槽整備工事費として522万7,0

00円を、10款教育費の小学校費では、学校管理費に椅子や机などの備品購入費として155万5,000円を、学校給食費では、職員給与として355万円を、11款災害復旧費の農地災害復旧費では、災害復旧事業費として8,550万8,000円を、農業用施設災害復旧費では、災害復旧事業費として463万5,000円を、林業用施設災害復旧費では、災害復旧事業費で2億590万9,000円を減額、公共土木施設災害復旧費では、災害復旧事業費として3,850万円をそれぞれ補正し、その他所要の補正を行った結果、今回の補正総額は5,870万8,000円となり、補正後の予算総額は162億3,180万3,000円と相りました。

この補正の財源といたしまして、町税、地方交付税、国・県支出金、繰入金などを充てることにいたしております。また、財政調整基金や退職手当負担金基金からの基金繰入金などを減額することにより調整をしております。

議案第87号は、平成25年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正の主なものは、8款保険事業費の特定健康診査等事業費では、備品購入費として58万1,000円を追加、その他所要の補正を行った結果、今回の補正総額は81万5,000円を追加し、補正後の予算総額は38億5,526万9,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしまして、国民健康保険税、療養給付費交付金、諸収入を充てるとともに、基金繰入金を減額しております。

議案第88号は、平成25年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、広域連合納付金の現年分を308万1,000円減額するとともに、広域連合負担金過年度分の返還金として4,130万円を補正し、今回の補正額は3,821万9,000円を追加し、補正後の予算総額は7億1,964万1,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、広域連合過年度分の清算金を充てるとともに、一般会計繰入金を減額しております。

議案第89号は、平成25年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、1款総務費の一般管理費では、介護予防サービス計画作成業務委託料として173万4,000円を、2款保険給付費の施設介護サービス給付費では、負担金として2,000万円を、居宅介護サービス計画給付費では、負担金として1,000万円を、高額介護サービス費では、負担金として200万円を、3款地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、職員給与として559万5,000円を、総合相談事業費では、職員給与として639万1,000円などを補正し、今回の補正総額は4,572万円を追加し、補正後の予算総額

は28億349万3,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金を充てることにいたしております。

議案第90号は、平成25年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、2款施設費の水道施設管理費では、電気代及び原材料費として474万3,000円を補正し、補正後の予算総額は6億618万円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金及び諸収入を充てることにしております。

議案第91号は、平成25年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、2款施設費の公共下水道施設管理費では、電気代として150万円を、公共下水道施設整備事業費では、水道施設移設工事委託料として3,200万円を補正し、今回の補正総額は3,350万円を追加し、補正後の予算総額は15億7,261万2,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、分担金及び負担金、一般会計繰入金及び地方債を充てることにしております。

議案第92号は、平成25年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、2款施設費の農業集落排水施設管理費に電気代として190万円を補正し、補正後の予算総額は2億8,198万円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金を充てることにしております。

次に議案第93号は、有田川町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてであります。

地方自治法及び地方公務員法では、職員の給与・報酬、勤務条件等は、条例で定めた上で支給しなければならないとされていますが、当町では現在のところ、非常勤職員及び臨時職員の任用、勤務条件等については要綱で定めています。一方、非正規職員の処遇改善については、国においても論議されているところであり、当町でもその声は根強いものがあります。この状況を改善するため、平成26年度より任用期間を1年単位とする非常勤職員について、年度末に勤務評定を行った上で必要に応じて任用の更新を行い、一定の昇給が行えるように例規整備を行い、条例を制定するものであります。

なお、現在運用中の有田川町非常勤職員取扱要綱及び有田川町臨時職員取扱要綱は、条例の公布をもって廃止いたします。

議案第94号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に施行され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が同年6月12日に公布されたことに伴い、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度等を見直すため、所要の条例改正を行うものであります。

議案第95号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部改正を政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が同年6月12日に公布されたことに伴い、配当所得等の分離課税に関する規定の整備を行うため、所要の条例改正を行うものであります。

議案第96号は、有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が25年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、延滞金の率の引き下げを行うため、条例の改正を行うものであります。

議案第97号は、有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、尾岩坂ごみ処分場で電化製品や自転車などの粗大ごみの項目を処分手数料の表から削除し、受け入れるごみの適正化を図るために改正を行うものであります。

議案第98号は、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、活性化プロジェクト事業により、あさぎり周辺の道路等整備を行ったことに伴い、あさぎり別館の番地をあさぎり本館の地番に合筆したため、宿泊棟の位置の改正を行うものであります。

議案第99号は、有田川町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から施行される税率改正について、平成25年10月1日に引き上げが閣議決定されたことに伴い、当町の水道料金等について、消費税及び地方消費税を5%から8%に改正する必要が生じたため、改正を行うものであります。

議案第100号は、有田川町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、有田川町消防本部及び吉備金屋消防署の建てかえ移転に伴う位置の

変更により、現行の設置等に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、改正を行うものであります。

議案第101号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字徳田から水尻地内、町道徳田水尻線延長5,921.51メートルを、道路法の規定により、町道の廃止をお願いするものであります。

議案第102号から議案第107号につきましては、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第102号は、有田川町大字小川地内、町道吉田北原線延長515メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第103号も同じく、有田川町大字久野原地内、町道茗荷砂子線延長265メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第104号も同じく、有田川町大字徳田地内、町道徳田焼井線延長867.54メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第105号も同じく、有田川町大字西丹生岡から下津野地内、町道西丹生岡高瀬線延長1,039.18メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第106号も同じく、有田川町大字下津野から土生地内、町道高瀬土生線延長1,408.85メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第107号も同じく、有田川町大字明王寺から水尻地内、町道藤並駅東口線延長665.54メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第108号は、有田川町道路線の変更についてであります。

有田川町大字井口地内、町道井口線延長192.19メートルを、道路法の規定により、町道の変更認定をお願いするものであります。

なお、変更内容は、町道の終点を変更し、変更後の延長は236.19メートルとなります。

議案第109号は、訴訟上の和解についてであります。

有田川町立鳥屋城小学校における学校内事故につき、損害賠償請求のあった事件について、裁判所の和解勧告に基づき和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第110号は、小型消防ポンプ積載車3台の購入についてであります。

平成25年10月17日、6業者を指名し、指名競争入札に付したところ、新宮市神倉4-1-48、株式会社山口商会新宮支店、支店長山口久彦氏が698万円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。



議案第 1 1 1 号から議案第 1 1 3 号については、それぞれ有田川町公平委員会委員の選任について、同意を求めるものであります。

議案第 1 1 1 号は、有田川町公平委員会委員、有田川町大字吉原 6 6 4 番地 2、楠部康弘氏の任期が、平成 2 6 年 2 月 2 1 日をもって満了いたします。つきましては、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する同氏を、引き続き有田川町公平委員会委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 1 1 2 号も同じく、有田川町公平委員会委員、有田川町大字庄 3 4 番地 6 0、松見好晴氏の任期が、平成 2 6 年 2 月 2 1 日をもって満了いたします。つきましては、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する同氏を、引き続き有田川町公平委員会委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 1 1 3 号は、有田川町公平委員会委員、松田孝夫氏の任期が、平成 2 6 年 2 月 2 1 日をもって満了いたします。つきましては、後任の委員として、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する、有田川町大字二川 7 3 4 番地 3、岡本康平氏を有田川町公平委員会委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

諮問第 5 号から諮問第 6 号については、それぞれの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

諮問第 5 号は、人権擁護委員、有田川町大字三田 6 0 0 番地、鈴間眞佐子氏の任期が、平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって満了となります。つきましては、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第 6 号は、人権擁護委員、松本博光氏の任期が、平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって満了となります。つきましては、後任の委員として、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字井谷 2 3 番地、大西恭子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（湊 正剛）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

—ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、3 階中会議室において全員協議会を開催しますので、1 0 時 4 5 分からよろしく申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
休憩 10時30分

再開 15時25分  
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

……………日程第5 報告第22号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、報告第22号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第21、議案第101号から日程第30、議案第110号までの10件を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第21、議案第101号から日程第30、議案第110号までの10件を先に審議することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第21、議案第101号から日程第28、議案第108号までの8件を一括議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

……………日程第21 議案第101号～日程第28 議案第108号……………

○議長（湊 正剛）

日程第21、議案第101号から日程第28、議案第108号までの8件を一括議題とします。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています日程第21、議案第101号から日程第28、議案第108号までの8件については、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、日程第21、議案第101号から日程第28、議案第108号までの8件については、産業建設常任委員会に付託して審査することに決定しました。

……………日程第29 議案第109号……………

○議長（湊 正剛）

日程第29、議案第109号、訴訟上の和解についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第30 議案第110号……………

○議長（湊 正剛）

日程第30、議案第110号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第36、議案第65号から日程第51、議案第80号までの16件を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第36、議案第65号から日程第51、議案第80号までの16件を先に審議することに決定しました。

日程第36、議案第65号から日程第51、議案第80号までの16件については、第3回定例会第1日目において、決算審査特別委員会に付託されております。

委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、東武史君。

○決算審査特別委員長（東 武史）

それでは、議長の許可を得ましたので、決算特別審査委員会の報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会における審査経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会において審査しました案件は、去る9月、第3回定例会初日に付託されました議案第65号から議案第80号までの一般会計及び各特別会計の決算認定を求め

ることについての16件であります。これらの議案の審査に当たりまして、本特別委員会は10月24日、25日の両日にわたって開催し、執行部関係部署の部長、課長及び担当者の出席を得て、平成24年度の課別目標管理シート及び主要施策の結果報告書を中心に、必要な資料の提出及び詳細な説明を求めて慎重に審査いたしました。

なお、審査時において、委員会として提出を求めた資料については、お手元に配付させていただいております。

まず最初に、総務政策部長より平成24年度の目標及び成果について報告を受け、続いて企画財政課長及び担当者から全体的な決算の概要について説明を受けました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断基準については、平成25年第3回定例会において報告され、既に承認されているところであります。経常収支比率については86.9%で、前年比と比較して0.4%上昇しておりますが、これらについては歳出のうち人件費や物件費は実質的に改善されているものの、歳入について地方交付税などの経常的な収入が減ったため、今後も引き続き人件費及び物件費等の経常経費の縮減を図っていくとの説明がありました。

次に、各課ごとの説明に対する各委員からの質疑項目について申し上げます。

企画財政課の所管に対しては、コミュニティバスの利用状況についてただしたところ、余り利用されていない路線があったため、今後、利用しやすいように運行形態も含め検討する必要があると指摘しました。

総務課の所管については、地上デジタル放送における維持管理の業務委託料及び内容の説明を受け、また選挙の投票所の統廃合に伴う投票率の動向についてただしたのに対し、有田川町では10%程度減少したものの、県全体に比べ3%高い状況で、全国レベルで見ると、現在は全体的に低下傾向にあるという説明でありました。

税務課の所管については、町税の滞納状況と差し押さえについてただし、収納率は95.88%で前年度より0.4ポイント上昇したが、今後も収納率の向上を目指し、差し押さへの調査対象に県下の都市銀行も入れておくべきという意見がありました。

住民課の所管では、後期高齢者医療保険料の収納率が99.5%、子ども医療費助成を平成24年9月より中学生まで拡大実施しているとの報告があり、国保関係の特定健診受診後の指導についてただしたところ、受診後6カ月までは指導しているが、その後はしていないということであったので、その後の指導について検討するよう要望しました。

建設課関係では、景観条例の景観審議会のメンバーについて、今後、幅広く人選するように要望し、また林道の新設についても効果等を考慮するよう指摘しました。

環境衛生課関係では、清水斎場の運営・維持管理内容についてただし、委員からは建設当初の趣旨を踏まえ簡素化してはどうかという意見が出されました。

下水道課関係では、公共下水道の接続率が44.7%であるという報告に対し、今後も普及啓発の広報を強化するよう要請いたしました。

水道課関係では、有収率について、上水道は79.0%、簡易水道は76.0%であるが、今後も経年劣化等を勘案した計画的な調査を継続し、有収率の向上に努めるとの説明でありました。

消防本部の所管に対しては、消防職員の組織体制をただしたのに対し、現在職員は61名で、病院等の消防設備の調査及び避難訓練等の指導をしているとの回答であったが、今後も災害等の緊急時にも住民の生命・財産を守るために万全の体制で取り組むよう要請しました。

長寿支援課の所管について、老人クラブ及び敬老会の状況をただしたのに対し、会員数も減少している地区もあり、また敬老会については吉備地区と金屋・清水地区と運営方法も違うので、ほかの地区との連携等も考える必要があるのではないかという意見が出されました。

健康推進課の所管では、母子保健推進員の活動状況について、地区ごとのばらつきはあるが、保健師と連携しながら安心して妊娠・出産・育児ができるよう地域の身近な相談役として活動しているとの説明を受け、やすらぎ福祉課の所管では、災害時要援護者避難支援プランの内容について説明を受けました。

産業課の所管では、有害鳥獣被害対策の状況についてただしたのに対し、有害パトロールは週3回から4回、清水地区と吉備・金屋地区の2地区を巡回し、おりをつくる際には、効果的なアドバイスを行っているとのことでありました。

商工観光課の所管では、鉄道公園の有料入館者数の状況をただしたのに対し、24年度は大人5,790人、小人1,409人と37団体であるという説明がありました。また、棚田サミットの準備状況の説明を受けました。

地籍調査課の所管では、24年度末の進捗状況について51.32%という説明を受け、筆界未定地の状況について説明を受けました。

こども教育課の所管では、吉備中学校の備品の処分についてただしたのに対し、使える備品は新しい校舎で使い、破損したものは修繕し、保育所、小学校、公民館等で使用しているとの説明でありました。また、準要保護児童生徒の状況について、24年度においては7.9%であるが、今後も援助費の支給に当たっては適正に対応してもらいたいと要請いたしました。

社会教育課の所管では、絵本による人づくり、まちづくりを展開しており、第2回絵本コンクールを開催し、全国から188件の応募があり、全国的にも認知されつつあると説明がありました。

以上の結果、議案第65号から68号及び75号については賛成多数により、議案第69号から74号及び議案第76号から80号については全員一致で認定すべきものと決しました。

最後に、普通交付税の合併算定がえの見直しも近づいているので、今後、予算の効果的な活用を検討し、健全な財政運営をするように要請いたしました。

以上、委員会としての報告といたします。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（湊 正剛）

以上、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第36 議案第65号……………

○議長（湊 正剛）

日程第36、議案第65号、平成24年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第37 議案第66号……………

○議長（湊 正剛）

日程第37、議案第66号、平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第38 議案第67号……………

○議長（湊 正剛）

日程第38、議案第67号、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第39 議案第68号……………

○議長（湊 正剛）

日程第39、議案第68号、平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。



本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第40 議案第69号……………

○議長（湊 正剛）

日程第40、議案第69号、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第41 議案第70号……………

○議長（湊 正剛）

日程第41、議案第70号、平成24年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第４２ 議案第７１号……………

○議長（湊 正剛）

日程第４２、議案第７１号、平成２４年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第４３ 議案第７２号……………

○議長（湊 正剛）

日程第４３、議案第７２号、平成２４年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第44 議案第73号……………

○議長（湊 正剛）

日程第44、議案第73号、平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第45 議案第74号……………

○議長（湊 正剛）

日程第45、議案第74号、平成24年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第46 議案第75号……………

○議長（湊 正剛）

日程第46、議案第75号、平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第47 議案第76号……………

○議長（湊 正剛）

日程第47、議案第76号、平成24年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第４８ 議案第７７号……………

○議長（湊 正剛）

日程第４８、議案第７７号、平成２４年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第４９ 議案第７８号……………

○議長（湊 正剛）

日程第４９、議案第７８号、平成２４年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第50 議案第79号……………

○議長（湊 正剛）

日程第50、議案第79号、平成24年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第51 議案第80号……………

○議長（湊 正剛）

日程第51、議案第80号、平成24年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第6、議案第86号から日程第20、議案第100号まで及び日程第31、議案第111号から日程第35、諮問第6号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、12月5日木曜日、午前9時30より開議いたします。

~~~~~

延会 15時50分